

## 群馬県経営サポート資金融資促進制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、経済的環境の変化及び災害により被害を受けた県内中小企業者の経営不安を防止するために、経営安定関連保証（セーフティネット保証）等を活用して資金繰りの改善に必要な資金の融資を促進し、県内中小企業者の経営の安定と成長に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号から第5号まで及び第7号から第10号までに掲げる者（農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、生活衛生同業組合連合会、酒造組合中央会及び酒販組合中央会を除く。）であって、同法に規定する特定事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。）を行うもので県税の滞納がない者であり、かつ、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しないものをいう。

#### (2) 金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の本支店をいう。

### (貸付け)

第3条 県は、金融機関がこの要綱に基づき融資を行ったときは、予算の範囲内において、融資額（融資期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の預託に係るものについては、それぞれの年度における平均融資残高（延滞額を除く。））の2分の1に相当する額を当該金融機関に預託することができる。

2 前項の金融機関への預託の条件等については、別に知事が定める。

### (融資対象)

第4条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、県内に事業所を有する中小企業者であって、次のいずれかに該当し、かつ、取引先金融機関及び保証協会の支援が確実に見込まれ、この制度の適用によって中長期的に経営の安定又は発展が図られる者とする。

#### (1) 経営強化関連要件

ア 経済的環境の変化により、業況が悪化（投機的な不動産、株式等の取引等によるものを除く。）し、一時的に経営の安定に支障を生じている者で、別表1各号のいずれかに該当する者

イ 取引先の倒産等により、経営の安定に支障を生じている者

ウ 取引先との取引条件の悪化により、経営の安定に支障を生じている者

エ 著しい事業環境の変化を原因として、短期的かつ急激に経営の安定に支障が生じていると認められ、商工会、商工会議所及び業界団体等の意見を聴取した上で知事が指定（群馬県報に登載）する業種に属する事業を行う中小企業者で、売上高が前3か月平均と比較して20%以上減少している者

#### (2) セーフティネット保証等関連要件

ア 中小企業信用保険法第2条第5項第1号、第2号又は第5号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者

イ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項第1号に該当する者

#### (3) 災害復旧関連要件

ア 地震、火災、風水害又は突発的事故等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受けた者

- イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）の指定を受けた災害により被害を受けた者
- ウ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた災害により被害を受けた者
- エ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 3 号又は第 4 号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者
- オ 知事が指定する災害により被害を受けた者

(4) 危機関連保証要件

中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の要件に該当する特例中小企業者として市町村長から認定を受けた者（危機指定期間内に実行する融資に限る）

(5) 経営力強化保証要件（全国統一保証制度対応）

金融機関及び認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 31 条第 2 項）の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者

(6) 協調支援型特別保証要件（全国統一保証制度対応）

ア 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の 1 割以上（融資期間 1 2 か月以上）のプロパー融資を受けること。

イ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

（資金使途）

第 5 条 この要綱に基づく融資の資金使途は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げるとおりとする。

なお、設備資金は、土地取得のための資金を除く。

(1) 第 4 条第 1 号アに該当する者

経営の安定及び業況の回復を図るために必要な運転資金及び設備資金（取引先の拡大、事業転換、新分野進出等自立化を行うために必要な運転資金及び設備資金を含む。）

(2) 第 4 条第 1 号イに該当する者

回収が困難となる売掛債権及び手形債権等の補填に必要な運転資金（割引手形の買戻しのための資金を除く。）

(3) 第 4 条第 1 号ウに該当する者

現金決済比率の低下又は手形サイトの長期化等による資金繰りの悪化を改善するために必要な運転資金

(4) 第 4 条第 1 号エに該当する者

経営の安定及び業況の回復を図るために必要な運転資金

(5) 第 4 条第 2 号に該当する者

運転資金及び設備資金

(6) 第 4 条第 3 号に該当する者

災害の影響による経営不安を防止し、経営の安定を図るために必要な運転資金及び設備資金

(7) 第 4 条第 4 号に該当する者

突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象による経営不安を防止し、経営の安定を図るために必要な運転資金

(8) 第 4 条第 5 号に該当する者

一般関係に係る保証については、設備資金及び運転資金とする。

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の特例中小企業者（以下「経営安定関連保証（5 号）」という。）については、経営の安定を図るために必要な設備資金及び運転資金とし、別表 2 記載の既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る。

ただし、上記のいずれについても事業計画の実施に必要な資金に限る。

(9) 第 4 条第 6 号に該当する者

中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とする運転資金及び設備資金

(融資条件)

第6条 この要綱に基づく融資の条件は次のとおりとする。ただし、第4条第3号イ、ウ及びオに該当する者に係る融資については、別に定める。

(1) 融資限度額

次のアからオの要件ごとに定める額を融資限度額とする。ただし、ア、イ及びウを合わせて1億2,000万円を上限とする。

ア 経営強化関連要件

6,000万円（平成19年度以前に実施した経営強化支援資金及びこの要件の融資残高を含む。）

イ セーフティネット保証等関連要件

6,000万円（平成19年度以前に実施したセーフティネット資金、平成21年度以前に実施した緊急保証関連要件及びこの要件の融資残高を含む。）

ウ 災害復旧関連要件

5,000万円（内運転資金3,000万円）

（この要件の融資残高を含む。）

エ 危機関連保証要件

3,000万円

オ 経営力強化保証要件（全国統一保証制度対応）

1億円（令和6年度以前に実施した伴走支援型特別保証要件及びこの要件の融資残高を含む。）

カ 協調支援型特別保証要件（全国統一保証制度対応）

1億円（この要件の融資残高を含む。）

(2) 融資期間

ア 経営強化関連要件

運転資金 10年以内（内据置1年以内）

設備資金 10年以内（内据置2年以内）

イ セーフティネット保証等関連要件

運転資金 10年以内（内据置1年以内）

設備資金 10年以内（内据置2年以内）

ウ 災害復旧関連要件

運転資金 7年以内（内据置2年以内）

設備資金 10年以内（内据置2年以内）

エ 危機関連保証要件

運転資金 10年以内（内据置1年以内）

オ 経営力強化保証要件（全国統一保証制度対応）

運転資金 5年以内（内据置1年以内）

設備資金 7年以内（内据置1年以内）

運転設備資金 7年以内（内据置1年以内）

ただし、保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内（内据置1年以内）とする。

カ 協調支援型特別保証要件（全国統一保証制度対応）

運転資金 10年以内（内据置1年以内）

設備資金 10年以内（内据置3年以内）

運転設備資金 10年以内（内据置3年以内）

(3) 融資利率（全て保証協会の保証付き）

ア 第4条第1号、2号及び第3号に該当する者

責任共有制度対象外 年1.8%以内

責任共有制度対象 年1.85%以内

- イ 第4条第4号に該当する者  
責任共有制度対象外 年1.4%以内
- ウ 第4条第5号に該当する者  
責任共有制度対象 年1.85%以内
- エ 第4条第6号に該当する者  
責任共有制度対象 年1.85%以内

(4) 信用保証

- ア 第4条第1号に該当する者  
全て保証協会の信用保証を付す（原則として経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証を除く。）
- イ 第4条第2号ア及び第3号エに該当する者  
全て保証協会の経営安定関連保証を付す
- ウ 第4条第2号イに該当する者  
全て保証協会の東日本大震災復興緊急保証を付す
- エ 第4条第3号ア、イ、ウ及びオに該当する者  
全て保証協会の信用保証を付す
- オ 第4条第4号に該当する者  
全て保証協会の危機関連保証を付す
- カ 第4条第5号に該当する者  
全て保証協会の経営力強化保証を付す
- キ 第4条第6号に該当する者  
全て保証協会の協調支援型特別保証を付す

(5) 担保・保証人

- ア 第4条第1号、第2号、第3号及び第4号に該当する者  
金融機関等の定めるところによる
- イ 第4条第5号及び第6号に該当する者
  - ① 担保  
必要に応じて徴求するものとする。
  - ② 保証人  
必要に応じて徴求する。  
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

(6) 償還方法

- ア 第4条第1号、第2号、第3号及び第4号に該当する者  
年1回以上の元金均等分割償還
- イ 第4条第5号及び第6号に該当する者  
1年以内の一括返済又は年1回以上の元金均等分割償還

(申込手続)

第7条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、融資を希望する金融機関に、行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書、許認可証等の写し（認可等を必要とする場合に限る。）、暴力団並びに暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書、第4条の対象要件を確認するに足る書類及び第5条の資金使途を明らかにする書類を添えて、当該金融機関及び保証協会の所定の融資及び保証の申込みを行うものとする。

2 第4条第3号ア、イ、ウ及びオに定める要件に基づいて融資を受けようとする者は、市町村長等から証明を受けた被災証明書（別記様式第1号）を添えて、融資を希望する金融機関に当該金融機関所定の融資申込みを行うものとする。

3 第4条第5号に定める要件に基づいて融資を受けようとする者は、以下の書面を添えて融資申込みを行うものとする。

- (1) 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
- (2) 事業行動計画書

(3) 経営安定関連保証(5号)については、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する市町村長の認定書

4 第4条第6号に定める要件に基づいて融資を受けようとする者は、以下の書面を添えて融資申込を行うものとする。

(1) 申込人資格要件申告書兼誓約書

(2) 第4条第6号イについては経営行動計画書  
(保証承諾の報告)

第8条 保証協会は、この要綱に基づく融資について保証の承諾を行ったときには、その内容について知事に報告するものとする。

(指 導)

第9条 金融機関及び保証協会は、この要綱の目的をよく理解し、融資を促進するとともに、中小企業者に対して金融に関する指導に努めるものとする。

(期限前償還)

第10条 金融機関は、この要綱に基づく融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該融資を受けた資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(1) 偽りその他不正行為により融資を受けたとき。

(2) 融資を受けた資金を目的外に使用したとき。

(3) 融資を受けて取得した施設又は設備を目的外に使用し、又は他に譲渡したとき。

(4) この要綱及びこの要綱に基づく規定に違反したとき。

(預託の停止)

第11条 県は、この要綱に基づく融資を受けた者が、前条各号のいずれかに該当するとき又は金融機関がこの要綱及びこの要綱に基づく規定に違反して融資を行ったときは、第3条第1項の預託を行わないことができる。

(損失補償)

第12条 県は、保証協会がこの要綱に基づく融資について保証した債務のうち、金融機関に代位弁済した金額(元本に相当する金額に限る。)に対し、別に締結する契約により、予算の範囲内において損失を補償するものとする。

(報告等)

第13条 知事は、必要があると認めたときは、この要綱に基づく融資を受けた者、金融機関及び保証協会に対して融資の状況等について、報告を求め、又はその職員に実地に調査させることができる。

(保証業務)

第14条 保証協会のこの要綱に基づく融資の保証業務については、この要綱に定めるもののほか保証協会の定款及び業務方法書によるものとする。

(委 任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年4月1日から令和8年3月31日までの間、この要綱に基づく資金(平成19年度以前に実施した経営強化支援資金及びセーフティネット資金を含み、これらの既往債務については第6条の規定に関わらず、その既往債務残高を借換額の上限とする。)の既往債務に限り、この要綱に基づく融資により借換ができるものとする。なお、この借換における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか群馬県経営サポート資金借換事務取扱要領によるものとする。

3 平成20年度に実施する融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行にあっては、2.61分の1、商工組合中央金庫にあっては3.00分の1、信用金庫及び信用組合にあっては2.28分の1」とする。

4 前項の規定にかかわらず、平成21年1月1日から平成21年3月31日までの間に実施する融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「銀行及び商工組合中央金庫にあっては2.94

分の1、信用金庫及び信用組合にあつては2.49分の1」とする。

- 5 平成20年度に実施する緊急保証関連要件に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「4.47分の1」とする。
- 6 平成21年度に実施する融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「4分の1」とする。
- 7 平成21年4月1日から平成27年3月31日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第4(1)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に1年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 8 平成21年4月1日から平成27年3月31日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第4(2)に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に2年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 9 平成22年度に実施する融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「5分の1」とする。
- 10 平成23年3月23日から平成24年3月31日までに実施する融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「5分の1（ただし、第4条第3号の災害復旧関連要件について、災害関係保証を付す場合を除く）」とし、第6条第3号中「責任共有制度対象外 年1.9%以内」とあるのは、「責任共有制度対象外 年1.9%以内（ただし、第4条第3号の災害復旧関連要件について、災害関係保証を付す場合は年1.3%以内）」とする。
- 11 平成23年3月23日から平成24年3月31日までに実施する融資に限り、第4条第1号エ中「20%以上減少」とあるのは、「5%以上減少」とする。
- 12 平成22年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成23年4月1日から平成24年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 13 第10号の規定にかかわらず、平成23年4月21日から平成24年3月31日までに実施する東日本大震災被害対策資金融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「3.5分の1」とし、第6条第3号中「責任共有制度対象外 年1.9%以内」とあるのは、「責任共有制度対象外 年1.5%以内」とする。
- 14 平成24年度に実施する融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「5分の1」とする。
- 15 平成23年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成24年4月1日から平成25年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 16 平成25年度に実施する融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「5分の1」とする。
- 17 平成24年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。

- 18 平成 26 年 2 月 17 日から平成 26 年 6 月 30 日までに実施する融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「5 分の 1（ただし、第 4 条第 3 号オについては 2 分の 1）」とする。
- 19 平成 26 年 2 月 17 日から平成 26 年 6 月 30 日までに実施する第 4 条第 3 号オに係る融資条件については第 6 条のとおりとする。ただし、第 6 条第 3 号中「責任共有制度対象外 年 1.9%以内」とあるのは、「責任共有制度対象外 年 1.3%以内」とし、「責任共有制度対象 年 1.95%以内」とあるのは、「責任共有制度対象 年 1.35%以内」とし、また、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号に係る経営安定関連保証を付す場合にあっては、第 7 条第 3 項の規定にかかわらず被災証明書 の添付は要しないものとする。
- 20 平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに実施する融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「5 分の 1」とする。
- 21 平成 25 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 22 平成 27 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3. 4 5 分の 1」とする。
- 23 平成 26 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 24 平成 28 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3. 4 5 分の 1」とする。
- 25 平成 27 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 26 平成 29 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3. 5 1 分の 1」とする。
- 27 平成 28 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 28 平成 30 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3. 5 1 分の 1」（ただし、第 4 条第 4 号の危機関連保証要件については「2. 2 分の 1」）とする。
- 29 平成 31 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3. 5 1 分の 1」（ただし、第 4 条第 4 号の危機関連保証要件については「2. 2 分の 1」）とする。
- 30 令和 2 年度に実施する融資に限り、第 3 条第 1 項中「2 分の 1」とあるのは、「3. 5 1 分の 1」（ただし、第 4 条第 4 号の危機関連保証要件については「2. 2 分の 1」）とする。
- 31 令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 9 日までに実施する融資に限り、第 4 条第 2 号及び第 6 条中「セーフティネット保証等関連要件」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症対策資金 B タイプ」、第 4 条第 3 号「災害復旧関連要件」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症対策資金 C タイプ」

イプ」、第4条第4号「危機関連保証関連要件」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症対策資金Fタイプ」とする。

- 32 令和2年4月1日から令和7年3月31日までに実施する融資に限り、第6条第3号中「責任共有対象外 年1.7%以内」「責任共有対象 年1.75%以内」とあるのは、第4条第2号及び第3号に該当する者にあつては「年1.1%以内」、第4条第4号に該当する者にあつては、「責任共有対象外 年1.3%以内」とあるのは、「年1.1%以内」とする。
- 33 附則第30条の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施する融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、第4条第2号、第3号及び第4号については「1.86分の1」とする。ただし、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施した融資に係る継続預託は、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、第4条第2号、第3号及び第4号については、「3.30分の1」とする。
- 34 県は、この要綱に基づき融資を受ける中小企業者の負担の軽減を図るため、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施する融資に限り、保証協会が第6条第4号イ、エ及びオの規定により付す保証に係る保証料率を通常の保証料率より低率にした場合において、保証協会に対して、当該保証料を補助することができる。
- 35 令和3年4月1日から令和5年1月9日までに実施する融資に限り、第4条第5号「伴走支援型特別保証要件」とあるのは、「新型コロナウイルス感染症対策資金Gタイプ」とする。
- 36 令和3年度に実施する融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、第4条第1号については、「3.51分の1」、第4条第2号、第3号、第4号及び第5号については、「3.30分の1」とする。
- 37 県は、この要綱に基づき融資を受ける中小企業者の負担の軽減を図るため、令和3年4月1日から令和3年9月30日までに実施する融資に限り、保証協会が第6条第4号イ、エ及びオの規定により付す保証に係る保証料率を通常の保証料率より低率にした場合において、保証協会に対して、当該保証料を補助することができる。
- 38 令和4年度に実施する融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、第4条第1号については、「3.51分の1」、第4条第2号、第3号、第4号及び第5号については、「3.30分の1」とする。
- 39 令和5年1月10日から令和6年6月30日までに実施する融資に限り、第4条第2号及び第6条中「セーフティネット保証等関連要件」とあるのは、「新型コロナ感染症等経済対策資金Bタイプ」、第4条第3号「災害復旧関連要件」とあるのは、「新型コロナ感染症等経済対策資金Cタイプ」、第4条第4号「危機関連保証関連要件」とあるのは、「新型コロナ感染症等経済対策資金Fタイプ」、第4条第5号「伴走支援型特別保証要件」とあるのは、「新型コロナ感染症等経済対策資金Gタイプ」とする。
- 40 令和5年度に実施する融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、第4条第1号については、「3.51分の1」、第4条第2号、第3号、第4号及び第5号については、「3.30分の1」とする。
- 41 令和6年度に実施する融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、第4条第1号については、「3.51分の1」、第4条第2号、第3号、第4号及び第5号については、「3.30分の1」とする。
- 42 令和6年7月1日から令和7年3月31日までに実施する融資に限り、第4条第2号及び第6条中「セーフティネット保証等関連要件」とあるのは、「新型コロナ感染症等経済対策資金Bタイプ」、第4条第3号「災害復旧関連要件」とあるのは、「新型コロナ感染症等経済対策資金Cタイプ」、第4条第4号「危機関連保証関連要件」とあるのは、「新型コロナ感染症等経済対策資金Fタイプ」、第4条第5号「経営力強化保証要件」とあるのは、「新型コロナ感染症等経済対策資金Hタイプ」とする。
- 43 令和7年度に実施する融資に限り、第6条第3号中「責任共有対象外 年1.8%以内」「責任共有対象 年1.85%以内」とあるのは、第4条第2号及び第3号に該当する者にあつては「年1.5%以内」、第4条第5号に該当する者にあつては、「責任共有対象 年1.85%以内」とあるのは、「責任共有対象 年1.5%以内」とする。

- 44 令和7年度に実施する融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、第4条第1号については、「3.48分の1」、第4条第2号、第3号、第4号及び第5号については、「3.30分の1」とする。
- 45 令和7年度に実施する融資に限り、第4条第2号及び第6条中「セーフティネット保証等関連要件」とあるのは、「物価高騰等経済対策資金Bタイプ」、第4条第3号「災害復旧関連要件」とあるのは、「物価高騰等経済対策資金Cタイプ」、第4条第4号「危機関連保証関連要件」とあるのは、「物価高騰等経済対策資金Fタイプ」、第4条第5号「経営力強化保証要件」とあるのは、「物価高騰等経済対策資金Hタイプ」とする。
- 46 令和7年度に実施する融資に限り、第4条第6号に該当する者にあつては、第6条第3号中「責任共有対象 年1.85%以内」とあるのは、「責任共有対象 年1.5%以内」とする。
- 47 令和7年度に実施する融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、第4条第6号については「3.30分の1」とする。
- 48 令和7年度に実施する融資に限り、第4条第6号「協調支援型特別保証要件」とあるのは、「物価高騰等経済対策資金Iタイプ」とする。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月26日から施行し、この要綱による改正後の群馬県経営サポート資金融資促進制度要綱の規定は、平成25年9月20日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行し、この要綱による改正後の群馬県経営サポート資金融資促進制度要綱の規定は、平成26年2月17日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 15 日から施行する。

#### 別表 1

- 
- 1 最近 6 か月の売上高が前年、2 年前又は 3 年前の同期に比して 5%以上減少していること
  - 2 最近 3 か月の売上高が前年、2 年前又は 3 年前の同期に比して 5%以上減少していること
  - 3 最近 6 か月の粗利益（売上総利益で、純売上高から売上製品製造原価又は商品仕入原価等を除いた額をいう。以下、4において同じ。）が前年、2 年前又は 3 年前の同期に比して 5%以上減少していること
  - 4 最近 3 か月の粗利益が前年、2 年前又は 3 年前の同期に比して 5%以上減少していること
-

別表 2

---

既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする。

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
  - ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
  - ・中小企業信用保険法第 12 条に規定する経営安定関連保証（保険法第 2 条第 5 項第 4 号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
  - ・中小企業信用保険法第 15 条に規定する危機関連保証（保険法第 2 条第 6 項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
  - ・経営安定関連保証（5 号）であって令和 2 年経済産業省告示第 49 号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金
-